製鋼所は本日回答

電線製鋼所は職工の怠業状態を観て 會社は最後の手段に

製鋼所職工の嘆願書に對する回答案については總本店で既に慎重な態度で協議を遂げ成案を得て十八日正午回答する事となつた、右に關して中田理事は語る

第一項の團體交渉權に對しては當會社としては電線工に與へたと同様の意味で回答する以外に方策は發見されない、會社の態度方針は一切駆引なく誠意をもつて進んで行く、隨つて電線工と製鋼所とへの回答が異なるわけがないが、電線と製鋼との嘆願書項は大に相違の點がある、製鋼所要求の第二項解雇手當にしても四圓の日給、五級性者を出さぬ事、六、休業全部給與、電線工で見なかつたものが嘆願書となつて現はれてゐるだけ調査も議論も殘り、延いて回答の内容も幾分相違してゐる所に[illegible]職工の幸福關係を條件に何分の回答を期間までには發表するが、電線工の怠業についてこれ以上持續して行くことなら會社としても經濟關係に困窮して善後策を講ぜねばならないが、十七日は職工も非常に靜肅に怠業状態にあつたとの事であるから十八日は何う變化するかも測られないから未だ臨時休業の可否の議論には及んでゐないが十八日の状態に依つては臨機の處置を講ぜねばならないと考へてゐる

批判演説

横斷組合二工場 委員制度の要求

藤永田造船所批判大演説會は十七日午後七時から大正寺公會堂で開催された、藤永田職工の[illegible]相互兩造船所職工並に横斷組合員、住友伸銅、製鋼の各職工二千餘名で埋められた藤永田組合、相互、横斷組合職工は交々起つて熱辯を振ひ次いで宣言に移つて

一 我等は團體交渉權を要求す
一 我等は横斷組合の分斷にて資本家に譲らず
一 我等は工場改善のために工場委員制度の確立を主張す

全大阪勞働者大會

の決議を満場一致可決して[illegible]日午後四時[illegible]から解散された、尚松岡駒吉、鈴木文治[illegible]氏等の演説[illegible]に對する宣言[illegible]の[illegible]に反抗と資本家の[illegible]を[illegible]語り最後に勞働者の團結を叫んで

午後十時[illegible]に勞働歌を三唱して[illegible]職工は[illegible]から[illegible]して[illegible]を[illegible]つて[illegible]げた

總本店でも

山内の復職を拒絶した

十七日嘆願書を手渡した住友製鋼所實行委員九名は午後一時半更に工場支配人と所内で會見し嘆願書中の第一項目である團體交渉權の承認に就いて[illegible]以上の問題なら交渉權を認め

交渉の範圍は時間制度、賃金協定、解雇手當、工場設備の四項目を限度とする旨を特に説明し、尚午前中「出せ」「出さぬ」の押問答を重ねた職工の連判状は「提出はせぬが一應お目にかける」として七百七十一名の調印状を見せた上午後三時半引取つた、斯くて右九名は食堂に職工一同を集め經過報告を行つて午後四時半全部引揚げた

尚は實行委員は再度の嘆願に復職を拒絶された例の仕上工山内藤吉を何處迄も復職させねばならぬと午後七時北濱の住友總本店に山下理事に會見を求め[illegible]一時間で物分れとなつた

一方職工側幹部と目す可き約百名は夕刻から尋ず所なる西區西九條下之町森鐵工所に集合、右交渉の顛末を待受け歸來した委員より右の顛末を報告したので更に對策に付いて決戰するか夫とも一應打切るかを深更まで協議を續けた

新要求も拒絶す

『休業奈何』の如きは未定 本日更に總本店に迫らん

再度の要求書を拒絶された住友電線製造所職工は十七日午前十時三度新要求書を提出し會社側西崎常務は回答如何は明言出來ぬとテンで取合はぬ様な態度を示して居たが午後四時半に至り愈々回答する事となり西崎常務は阿部秀外十一名の實行委員と總務室に於き川上副支配人、佐伯工場主任立會の上「會社は臨時休業するかせぬか未定であるが左様な要求書には斷じて承諾を與へる事が出來ぬ、要求も常識を逸して居て會社は職工に拘束される同様である」と斷然拒絶したので職工側は口を緘して引揚げ午後六時から事務所にあてられた西區四貫島町吾妻館に集合今後の對策を協議の結果、此の上は總工場へ新要求を提出する事、明かぬから一先づ工場への要求は打切り更に今十八日からは住友總本店へ直接談判を試みる事とし總會に依つては社長住友男へ陳情的な行爲もする事とし一方一般職工は平常通り出勤するが矢張り怠業を續ける模様である

職長の帽子を脱いで

五十五名職工側に應援 會社側に就く二名は除名

會社に就くか、職工側に應援するかの態度を注視されて居た住友電線製造所の組長、職長、職長心得等五十七名は十七日朝來更に組長會を開いて態度を決定す可く協議した結果、大部分は職工側を援助に傾いたので午前十時職工側から三名の幹部を招き懇談し飽迄も反對する酒井、山[illegible]、矢田の二名を組長會から除名し午後一時に至り左記決議を發表し愈今十八日から職工と同一行動に出る事となり夕刻會社に對しても反抗を辭する旨言明した、今後の行動は一層注意される

決議

一 當工場勞働爭議中は全職工と行動を同一にする事
一 爭議中は職長、組長の帽子を用ひざる事

右決議す

六月十七日 組長會